

入札監理小委員会
第617回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第617回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年4月14日（水）16：43～17：28

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査（環境省）

3. 閉会

<出席者>

（委 員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員
三輪専門委員

（環境省）

水・大気環境局水環境課 藤尾課長補佐
水・大気環境局水環境課 寺内係員

（事務局）

小原参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第617回入札監理小委員会を開催します。

「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の実施状況について、環境省水・大気環境局水環境課 より10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○寺内係員 課長が別件で、急遽、出席できなくなりましたため、寺内から御説明させていただきます。申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の資料1を御覧ください。「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の実施状況報告について御説明いたします。

まず初めに、今回の事業ですが、2つの調査を行っておりまして、その調査の概要につきましては、資料1に記載しております表の下から3つ目の事業の目的、こちらに記載しております。まず1つ目の総合調査につきましては、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を明らかにし、排水基準の設定及び見直しのための基礎資料を整備することを目的とした調査としております。

続きまして、もう一つの調査です。施行状況調査につきましては、水質汚濁防止法、瀬戸内環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法に定められた各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的としております。

これらの調査につきましては、委託事業者のほうでどういったことを今回行ったのか。そういったところにつきましては、表の一番上の事業概要に記載しております。本事業のまず1つ目の水質汚濁物質排出量統合調査につきましては、事業者のほうで、調査関係用品の印刷・配布、調査客体名簿の作成、電子調査票の作成、調査票の回収・受付・督促、照会対応、個票検査、データ入力などの業務を行っております。もう一方の施行状況調査につきましては、個票の検査、調査結果の集計・分析及び報告書作成等の業務を行いました。

なお、この総合調査につきましては、隔年で実施しておりまして、平成29年度、令和元年度及び令和3年度の実施となっております。

今回の事業の実施期間ですが、平成29年から令和4年の約5年としております。

受託事業者は、株式会社ピーシーサポートサービスというところが受託しております。

入札の状況につきましては、表に記載しているとおり、公告の後、説明会参加が3者、その後、2者応札となっております。そのうち1者が予定価格内で、その1者が落札しております。

最後に、選定の経緯ですけれども、本事業につきましては、より高い質の確保を図ると
いう観点から、公共サービス改革基本方針別表において、新規事業として決定されたもの
となっております。

以上が事業の概要の説明になります。

続きまして、おめくりいただきまして、2つ目の確保されるべき質の達成状況及び評価
について御説明いたします。

まず、1つ目の事業の質に関する評価を報告いたします。今回の事業において、業務遂
行に当たり確保されるべき質として求められるものとした回収率と結果の正確性、この
2点の実施状況、評価について報告いたします。

まず、1つ目の回収率について報告いたします。資料の①aのア)のところになります。
まず、総合調査の回収率につきましては、表1のとおり平成29年度が73.7%、令和元
年度が73.9%でありまして、回収率目標値の80%を下回っております。

続きまして、イ)督促等の状況について報告いたします。受託事業者のほうで調査票未
提出の調査客体、平成29年度でしたら9,037事業場、令和元年度でしたら9,328事
業場に対しまして、受託事業者のほうから、その対象となっている事業者に対して電話等
により督促を行っております。

続きまして、bの結果の正確性の報告をいたします。ア)調査客体からの照会への対応
について報告いたします。調査客体からの回答精度の向上のため、受託事業者におきまし
て、調査客体からの照会対応を行いました。平成29年度の総合調査では、表2-1のと
おりでして、電話・FAXでの対応が2,099件、電子メールでは600件という結果で
した。

令和元年度の総合調査では、めくっていただきまして、3ページ目の表2-2に記載し
ておりますとおり、電話・FAXで2,169件、電子メールで255件ございました。

また、調査客体の利便性向上のため、受託事業者のホームページのほうで「よくある問
合せ内容」などを掲載しまして、調査票や記入要領等がダウンロードできるページを開設
しております。

続きまして、3ページ目のイ)疑義照会対応に移ります。総合調査におきましては、受
託事業者のほうで調査客体から回答のあった調査票の内容について審査していただきまし
て、回答されるべき項目が欠如しているとか、そういったところが見受けられた場合には、
その都度、受託事業者のほうから当該の事業者に対しまして、電話及びメールにより問合

せを行っております。また、回答内容に疑義が生じた場合も照会を実施しております。その疑義照会の件数につきましては、表3-1に記載のとおりでして、平成29年度でしたら630件、令和元年度でしたら744件、対応していただきました。

続きまして、施行状況調査についても同様に、受託事業者のほうから調査対象となっております自治体に対しまして、報告のあった調査票の内容について審査を行い、また、同様の疑義照会対応を実施しております。その件数につきましては、表3-2に記載しているとおり、こちらは毎年行っておりますので、疑義照会の合計数で言いますと、この4年間で171件、疑義照会の対応をされております。

以上が、回収率と結果の正確性に関する実施状況の報告になります。

続きまして、②評価に移ります。回収率につきましては、①aのとおり目標回収率を下回りましたが、督促については適切に実施されております。回収率が目標率を下回った要因については、調査開始時期が10月と遅く、調査期間も1か月と短いというところがありますので、今後の改善に向けては、調査計画の変更を含めた検討が必要になると考えております。

また、もう一つの結果の正確性につきましては、①bのとおり調査対象者に対しまして適切に疑義照会がなされているというところもありますので、総じて評価すると、公共サービスの質は確保されていると考えております。

続きまして、(2)民間事業者からの改善提案による改善実施事項につきまして報告いたします。公共サービスの質の向上及び委託業務の適正な実施を図るため、業務調達時や業務実施時における民間事業者から提案のあった主な改善事項につきましては、次のとおり実施いたしました。

1つ目の①改善状況について報告いたします。例えばホームページにおいては、記入例やオンライン回答方法についても掲載しております。また、2つ目のポツとしましては、郵便未達情報につきましては、都道府県や水濁法の政令市などに提供し、最新の情報により補完可能な場合は再送など、そういったような対応を行ってまいりました。残りの記載している事項につきましては時間の関係もございまして割愛させていただきます。

この内容につきまして②評価に移ります。本事業につきましては、①改善状況を踏まえまして、公共サービスの質の要求水準を満たしているものと考えております。

以上が事業の質に関する評価の報告になります。

続きまして、2つ目の実施経費についての評価に移ります。本事業においては、総合調

査及び施行状況調査の両調査を実施する年度と施行状況調査のみを実施する年度がありますので、同条件で検証するため、両調査を実施する年度を比較することとしております。

その結果は、表4に記載しているとおりでして、市場化テスト前の平成20年度においては、単年で21,000千円の経費を要した一方、今回のものが平成29年度、令和元年度及び令和3年度の調査では、1年度当たり12,500千円であることから、従来経費、平成20年度と比較しまして850万円、約40%削減されているという結果になっております。

また、調査1件当たりの経費につきましても同様に削減されております。この削減された要因につきましては、契約期間を5年にしたというところもありまして、2年目以降の調査・分析等の効率化や人員削減、そういったところが可能になったことによる経費削減効果があったものと評価しております。

続きまして、おめくりいただきまして、最後のⅢ、評価のまとめに移ります。

まず、(1)評価の総括ですが、先ほど申し上げたとおり、本事業の実施に当たり確保されるべき事業の質として設定しました要求水準は満たしていると考えております。また、実施経費につきましても、市場化テスト導入前の経費と比較して約850万円、40%削減しているというところもありまして、経費削減の面でも効果が確認できております。また、競争性の確保につきましても、2者応札といったところから競争性の確保もできていると考えております。

そして、(2)今後の方針についてですが、本事業の市場化テストにつきましても、今期が第3期目の事業実施でありまして、事業全体を通して、以下のとおりで考えております。

まず1点目、事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受け、業務に係る法令違反等はありませんでした。

2つ目として、環境省において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みなどを備えております。

3点目、入札に当たっては、今回2者が応札していることから、競争性が確保されております。

4点目、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標につきましても、総じて目標を達成していると考えております。

最後に5点目ですが、従来経費と比較しまして、今回の経費は40%の経費削減の点でも効果を上げていると考えております。

以上のことから、本事業につきましては、良好な結果が得られており、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」のⅡの1（1）の基準を満たしていることから、今期をもって市場化テストを終了したいと考えております。

以上で私からの説明を終わります。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査業務」の評価（案）について御説明します。

まずは事業概要でございますが、ただいま環境省から説明がありましたので割愛させていただきます。

資料A-1、評価を御覧ください。3期目となる今期は2者応札となっております。評価の概要ですが、結論から申し上げますと、終了が適当であると整理しております。サービスの質の確保、競争性の確保及び経費の削減という点において、市場化テストの効果があつたと認められるためです。

質の確保について、評価は2ページから3ページに記載しております。確保されるべき質の水準について総合的に判断することとされており、総合的に判断し、質の水準について達成されていると評価します。

さらに、民間事業者からも作業の機械化、定型化の提案を受け実施し、データ集計の効率性、確実性を高めるなど、質について改善されていると言えます。

続きまして、実施経費についてですが、3ページを御覧ください。実施経費は、従前経費より40%削減となっております。前期の2期目でも28%削減となっており、継続的に効果が出ていると評価できます。

4ページを御覧ください。評価のまとめですが、質の確保、経費の削減、競争性の確保という点で、いずれも効果があつたと評価できるため、終了とさせていただきます。

今後の方針ですが、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」Ⅱの1の（1）の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加

資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、環境省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいとします。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

それでは、まず、辻委員からお伺いして、三輪委員、その後、生島委員に伺います。

○辻専門委員 辻でございます。御説明ありがとうございます。

今般、終了ということで、念のため競争性の確保についてちょっとお伺いしたいと思えます。資料A-3を拝見いたしますと、今回、入札なされたのが2者で、うち1者が予定価格超過とございます。この予定価格の超過は、どのぐらい超過なされたのか、もし差し支えなければ教えていただけますでしょうか。

○寺内係員 御質問ありがとうございます。すみません、ちょっと今資料が手元になくて、どのぐらい超過したのか、今のところ分からない状況です。申し訳ないです。

○辻専門委員 分かりました。それから、資料1の事業概要を拝見すると、よくありがちな調査業務かなと、これだけを見るとそう思うのですが、そうすると、結構この業務を実施できる会社というのは、日本に数多くあるのではないのかなと推測いたします。そうすると、2者しか入札しなかった理由というのは、どんな点にあるかとお考えなのでしょうか。例えば調査業務と言っても、実は何か特殊な技術が必要になるとか、何かそういう参入の障壁になるようなものがあるのでしょうか。

○寺内係員 御質問ありがとうございます。この事業につきましては、例えば前期、今第3期ですが、第2期のほうは1者しか応札がなくて、そのときにもちょっとほかの会社のほうにも聞き取りはしております、その結果、今回の調査につきましては、単純な調査票の回収の集計だけではなくて、プラス結果に対する分析という業務も入っております。調査と分析という項目が、2つが、どっちともいける会社というのがなかなかないというところの意見から、ちょっと応札が少ないといったような経過はありました。

○辻専門委員 ですと、今回のこのような事業を行えるような会社というのは、日本国内には大体何社ぐらいありそうなのでしょうか。

○寺内係員 ちょっとそこまで、何社とかは把握はしていませんけれども、一応仕様書の中で一部について再委託をすることも可能というふうに規定しております、必ずそ

の事業者だけで完結できなくても、ほかに再委託しても可能というふうな感じで間口を開けるような、そういった対応をしております。

以上です。

○辻専門委員 ネットで、今、受託なさっている会社の名前で検索してみたところ、結構情報処理に特化した会社というわけではなくて、どうやらPCの設定とかソフトの導入とか、そういうものもやっていらっしゃるような会社で、特段専門的な会社ではないようにもお見受けいたしますので、ひょっとするとより広くこの募集をかければ、手を挙げていただける会社があるかもしれませんので、今後はできるだけ周知というか、募集方法に力を入れていただければと思いました。一旦、私からは以上でございます。

○寺内係員 ありがとうございます。

○尾花主査 では、次、三輪委員、お願いします。

○三輪専門委員 三輪と申します。2点ほど質問といたしますか、確認をさせてください。明らかにこちらの報告を見る限り、経費の節減は非常に見事な効果だとは思いますが。

ただ、回収率がどうなるのかだとか、データのクオリティーに関して気になるのですが、今回は目標設定の80%には、やや下回って73~4%ぐらいになっておりますけれども、この2回の調査以前のときは何%ぐらいで推移していたのかということ、概数で構わないので、大体どれぐらいの水準だったかを教えてください。これがまず1つ目です。

それから、一つ一つのほうがよろしいですね。もし今お分かりでしたら、まず、回収率の推移に関して、分かる範囲で、お願いいたします。

○寺内係員 かしこまりました。環境省の寺内が回答いたします。

今回のものが平成29年度と令和元年度になっておりまして、その前の年の平成27年度、このときの回収率が73.1で、もう一つ前の年の平成25年、奇数の年度にしておりまして、平成25年のときが82.2、もう一つ前の年の平成23年のときが80.6という結果でした。

○三輪専門委員 分かりました。では、そうなると、今回というよりは、その前の27年度ところで明らかに段差があるわけなのですが、そこに関しては既に検討済みで、ただし、80%というのは恐らく従前のところから、あまり下げた目標を立てられないので80%とおっしゃっていると思います。この27年度のところで落ちた原因といたしますか、多分、同じ会社が2期落札してやっていたので、今聞く限り、2期から3期で落ちたなら、

私は何があったのかなと思うのですが、2期で大きく7ポイントか8ポイントぐらいの下落しているので、これは分析されて検討されているのですよね。なぜそこで、今、大きく7ポイントか8ポイントぐらいの下落があったという原因について教えてください。

○寺内係員 寺内のほうから回答させていただきます。

こちら平成25年から27年につきまして、回収率が大体10%下がっていたわけなのですが、そのときの評価については、2期のほうで回答してさせていただきました。当時の資料を確認いたしますと、この10%落ちた原因は分からないというふうに回答はされていたようでございます。一応事実をおさらいしていきますと、調査手法について、変更点が1点だけございまして、それは督促の方法です。未提出事業者に対する督促の方法、これを80%のときははがきによる督促をしていたのですが、翌年度からは電話による督促の方法に変えてございます。ただ、そこが果たして10%にどれぐらい影響しているかというところは定かではございませんでした。一応ほかの対象事業場数であったり、回答の提出方法とか、そういったところについては、同じ会社で変更はございませんでした。

以上です。

○三輪専門委員 分かりました。それでその後も、第3期は電話での督促を継続されているというようなことですね。

○寺内係員 はい。おっしゃるとおりです。

○三輪専門委員 分かりました。今、もしそれで落ち着いてデータが集められているのであれば、それで問題ないかなと思うのですが、ただ、10ポイント下落は個人的には、今のことではないですけど、やっぱり気になるところです。

それから、もう一つは、こちらはちょっとつまらない点なのですが、資料の中に平成31年度という言葉と令和元年度という言葉と令和1年度という言葉が3つ出てくるのですが、恐らく同じ年のことではないかと思いますが、これの使い分けとかは、基準とか何かがあるのでしょうか。

○寺内係員 記載ミスで、申し訳ありません。修正しておきます。

○三輪専門委員 私自身、令和元年度と呼ぶべきか、平成31年度と呼ぶべきか、結構悩んだりすることが多いので。今の質問は、本質的な質問ではございませんでした。

以上です。

○尾花主査 では、生島委員。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。私のほうからお伺いしたいのは、資料A-3の契約状況のところなのですが、2者応札になられてよかったと思っております。ただ、21年～23年のときも、その前もずっと2者応札を2回されていて、前回は1者応札になっていらっしゃるのですけれども、ちょっと辻先生のところと質問が重なるのですが、説明会に来られて応札されなかった2者の方というのは、何で応札されなかったのか、その理由をお聞かせください。また、あとA社が、その後、恐らく応札もされなかったと思うのですが、その辺りはどういう経緯でそのようになったのかという点がちょっと気になります。今回も3者いらっしゃって、2者は応札されたのだけれども、1者はされなかったということですが、応札されなかった1者は過去に応札された方なのか、もし応札されなかった御事情などお聞きになっていたら、それをお伺いしたいところです。

あと、本件に限った話ではないのですが、資料1の3ページのところで、調査客体からの照会件数で電話・FAX等ということで数字がまとめられています。実際FAXでの照会というのはどのくらい今もあるのでしょうか。すみません、あまり本質には関係ないのかもしれないのですけれども、ちょっとそこが気になって参考までにお伺いできたらと思いました。お願いいたします。

以上です。

○寺内係員 御質問ありがとうございます。環境省の寺内が回答いたします。

まず、1点目の応札しなかった理由なのですけれども、すみません、先ほどの回答とかぶるところがあるのですけれども、今期の説明会に参加いただいた3者のうち2者が応札されたわけなのですけれども、その他の1者のところ、応札されなかった1者の理由につきましては、まだ確認できていないところです。

過去の第2期のときに3者参加して、1者しか応札しなかったというところにつきましては、応札しなかったところに一応理由を聞いておりまして、その結果は、単なる調査だけではなくて分析とか、そういったところもあるというところが、1者単独で対応することが難しいというような回答がございました。

以上が1点目の回答になりまして、2点目のFAXについてなのですが・・・。

○生島専門委員 A社が何で応札をやめたのでしょうか。

○寺内係員 そうですね。すみません、ちょっと確認はできてないです。

○生島専門委員 分かりました。

○寺内係員 すみません。

○生島専門委員 もし分かれば。

○寺内係員 かしこまりました。最後のFAXにつきましても、すみません、一応回答は返信用封筒を入れて回答をいただくのとオンラインもさせていただいておりますので、そういったところからすると、FAXでの質問というのはあまりないのかなと思いますが、具体的に何件かというのまで把握できておりません。

以上です。

○生島専門委員 分かりました。ありがとうございます。FAXの件に関しては、なるべく時代に即してだんだん減らしていったほうがいいのかと思っております。その観点で、分けて確認してもいいのかなと思って御質問させていただきました。ありがとうございます。

私からは以上です。

○尾花主査 川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。資料1の2ページ目のⅡの①のイの督促等の状況のところなのですが、資料A-1の2ページ目の確保されるべき水準のところ、督促については効果的に行われなければならないということが確保されるべき水準になっているかと思えます。このため、どのぐらい督促を行ったというだけではなくて、督促の結果、何者ぐらいから提出があったのかといったところまで記載いただくと、効果的な督促であったかどうかというところの状況が分かると思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○寺内係員 寺内のほうから回答いたします。

おっしゃるとおり資料のほうでは督促を行った事業場数だけになっておりまして、このうちの何者が提出いただいたかというのは把握してございませんので、また改めて回答させていただきます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。督促の結果、恐らく何者から、回答があって、その結果、経年で見て、それが効果的だったのか。もしくはそこがあまり効果的に行われていなくて、逆に改善の課題として残っているのかというところは書いていただいたほうがいいのかと思いました。

あと、それと関連もしますが、回収率は、調査対象が何事業場で何者ぐらいから回答があって73.9%になったのでしょうか。つまり、母数が変わっていない。調査対象数は変わっていないけれども、回収率が下がっているという理解でよろしかったですか。

○寺内係員 寺内のほうから回答いたします。

まず、対象事業場数ですけれども、大体3万3,000事業者ございまして、平成29年度で申し上げますと33,062事業者、令和元年度で申し上げますと3万2,012事業者という結果です。

○川澤専門委員 ありがとうございます。一目で見てわかりやすいよう、回収率だけではなくて、調査対象数とかも入れたほうが分かりやすいのかなという気はいたしました。

それと、3ページ目のところに調査客体からの照会件数、表2-1と2-2で記載いただいております。これは経年で同じ事業者に調査票を送っておられますが、なぜ、なかなか問合せ照会数は減らないのでしょうか。調査票が変わっているので、なかなか照会件数が減らないとか、何か理由はあるのでしょうか。

○寺内係員 ありがとうございます。この調査につきましては、隔年、2年に1回行っておりまして、調査の内容につきましては、さほど大きくは変えておりません。そういったところから、多分恐らく隔年、2年に1回というところもございまして、書き方が分からないというような照会があるのではないかなと考えております。

○川澤専門委員 続いて、4ページの部分で、実施経費についての評価で、契約期間を5年にしたことが経費削減効果につながったということなのですが、契約期間の長期化だけではなくて、オンライン調査の増加みたいなところが経費削減につながったという要素もあるのでしょうか。その辺りはいかがでしょうか。前にオンライン等をしていれば別に不要なのですけれども、契約の長期化以外の要素というのがないのかなということが少し気になりましたので。

○寺内係員 オンラインにつきましては2期のときからしておりまして、ともにオンラインでの回答の割合というのは年々増えてはいつているのですけれども、大体30%ぐらいで推移しているというところはございます。恐らくそれよりかは複数年で、5年契約というところでノウハウの蓄積とか、そういったところで人員の削減のほうが大きいのかなと思っております。

以上です。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。資料A-1の評価(案)のほうなのですけれども、2ページ目のところで、(2)の確保されるべき水準のこの部分で、督促の効果的のところと照会対応の適切性というところの評価があると思うのですが、評価のところの欄に督促についての言及はあるのですけれども、照会対応の適切性については

記載がございません。結果の正確性に照会の部分に含まれていますので「確保さえるべき水準」と「評価」がパラレルにするために上に持っていったほうがいいのかなというのを思いました。

それと3ページ目のところで、民間事業者からの改善提案の2つ目のポツで、これ環境省のところと合わせていると思うのですが、2つ目のポツの「所在地情報等を追記いただいた」という、何かここだけ「いただいた」というふうになっていて、不自然ですので修正したほうがいいのかなと思います。細かい点ですが。

以上です。

○事務局 御指摘ありがとうございます。2点訂正いたします。

○尾花主査 資料1の4ページ目の上から2行目、「総じて公共サービスの質は確保されたものと評価する」と結論されているのですが、この「総じて」と記載した判断要素についてご教示ください。後々参加を考えている業者にとっては指針になるかと思しますので、よろしく申し上げます。

なぜ、このような事を申し上げるかという点、回収率が下回ったという点を何かでカバーして、総じてよかったとおっしゃっているわけですので、その辺りの判断、経過という点、基準について御説明をお願いいたします。

○寺内係員 ありがとうございます。確かに今回評価を行ったところ、目標としては80%、過去の結果等から80%というふうにしてはいるものの、結果としては74%弱というふうの下回っております。ただ、総じて確保されていると評価しているというふうにしてはいるのですけれども、その理由としまして、今回の調査、そもそもどういった、何を目的にしている調査なのかと申し上げますと、水質汚濁防止法という法律の排水の規制がかかっている事業場に対する全数調査を行いまして、その結果を基に今後の排水基準とか、そういったところをどうしていくかという、あくまできっかけの調査というふうにしております。この調査だけで全て排水基準をこうしようとか、そういったものではなくて、あくまで今回のものは、今後どうしていくかという参考指標といいますか、基礎データのための調査となっています。そういったところで考えますと、目標の80%は下回って74%ではありますけれども、74%ありましたら、そういった基礎データにはなり得るのかな。高い水準で回答をいただいているのかなというふうにも考えておりますので、73%ではございますが、一応留まっておりますので、この水準でしたら、総じて公共サービスの質は確保されているのではないかなというふうにも考えているところです。

以上です。

○尾花主査 それでは、平成27年とか平成25年の調査とは内容が違うという理解でよろしいですか。

○寺内係員 調査自体は全て平成25年も27年も一緒の調査でございました。

○尾花主査 そういたしますと、そもそも目的として、80%の目標は必要がないという印象を受けてしまうのですが、そういうことですか。

○寺内係員 何%あれば大丈夫かと、80%というそもそもの目標が過去の結果から、これは下回らない、頑張りたいという目標ではあるのですが、この調査の目的、何のために使用する調査かといったところを考えると、73%、あと基礎データとして使えるのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○尾花主査 実施事業者には、目的として80%と設定し、それを基に総合評価の点を上げるように、点数を稼ぐように皆様考えられ、それに基づいて応札されておられるという前提であることを考えると、もし御省の真意が80%じゃなくていいのだということであれば、明確なメッセージを出していただければと思います。明確なメッセージを出すことで、実施事業者はより正確にどんな業務を提供するかについて入札書を整え、金額を考えてくると思いますので、その辺り、次期、何かお考えがあれば工夫していただきたいと思っています。

○藤尾課長補佐 私、課長補佐をしております藤尾と申します。お世話になります。

今日いただいたもろもろの御意見は、当然今後の発注の内容、今から検討した上で参考にさせていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○尾花主査 はい。あともう1点なのですが、先ほど辻委員のほうで入札の阻害要因として、もしかしたら分析業務というのがあるのではないかというような御指摘があったかと思えます。そうはいうものの、今回の落札業者は分析業務に特化しているような事業者ではないのではないかと、ホームページの情報を拝見してお話があったかと思えます。

その前提で考えますと、分析業務がどのレベルの専門性を要するかについて、仕様書に具体的に記載いただき、御省が御説明になられることで、何か改善することになるのではないかと思います。そうすることで、もっと多くの事業者に入っていただけるのではないかと思います。その点も含めて仕様書について、分析業務について、ど

のレベルの専門性が必要なのか、どの程度詳細に書けば、多くの事業者に興味を持っていただけるかの点について、今後御検討いただけるといいのではないかと考えております。

○寺内係員 かしこまりました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 いただいた御意見等と、あといただきました宿題については、後日回答させていただきます。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(環境省退室)

— 了 —